

# 全員協議会説明資料

〔デイサービスセンター内部改修〕  
〔福祉灯油購入費助成事業〕

令和元年11月29日

保健福祉課

## デイサービスセンター内部改修関係

| 項 目    | 予算見積額<br>(消費税込) | 主 な 改 修 内 容                      |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 建築主体工事 | 17,226,000 円    | 内装（床）工事、機械浴槽工事 他                 |
| 機械設備工事 | 10,296,000 円    | エアコン設置工事、排水管改修工事、機械浴槽設置位置給排水工事 他 |
| 電気設備工事 | 2,244,000 円     | LEDランプ交換工事、電源工事 他                |
| 計      | 29,766,000 円    |                                  |

|      |             |               |
|------|-------------|---------------|
| 備品更新 | 2,655,000 円 | 電動ベッド等（15台）更新 |
|------|-------------|---------------|

## 令和元年度清水町福祉灯油購入費助成事業の実施について（概要）

### 1 目的

低所得者の冬期間の生活の不安を解消することを目的とし、町内に居住する高齢者独居世帯、高齢者のみの世帯、障害者が構成員にいる世帯及びひとり親世帯に対し、灯油購入等に要する費用の一部を助成する。

### 2 助成対象者

助成事業の対象とする世帯は、清水町の住民基本台帳に登録され、平成31年度の町民税非課税世帯であり、次のいずれかに該当する世帯とする。

ただし、施設等の入所者、長期入院患者等で引き続き1ヵ月以上の不在の世帯及び生活保護世帯は除く。

- (1) 令和元年度において満65歳以上となる独居の高齢者世帯及び満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は自立支援医療（精神通院）受給者証を所持する者が構成員にいる世帯
- (3) 満18歳未満（令和元年度中に18歳に達した者を含む）の児童を扶養しているひとり親（母子・父子）世帯

### 3 助成の利用期間

灯油購入助成券の利用期間は令和2年3月15日までとする。ただし、ハーモニーギフトカードについては券面に記載の日付まで利用可能とする。

### 4 助成金額

- (1) 灯油100L分の購入助成券とする。

券の種類は100L券1枚または10L券10枚の2種類とする。

- (2) ハーモニーギフトカード10,000円分（500円×20枚）を交付する。

※原則として、灯油購入助成券を交付することとし、灯油以外の燃料により暖房を確保している旨の申し出があった場合に限りハーモニーギフトカードを交付する。

### 5 助成の申請期間

令和2年1月6日（月）から令和2年2月28日（金）までとする。

## 令和元年度清水町福祉灯油購入費等助成事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、本町に在住する高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯のうち、低所得者世帯に対し冬季採暖費用の一部を助成し、これらの世帯の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、「世帯」とは、住民基本台帳による世帯をいう。

### （助成対象世帯）

第3条 この助成の対象とする世帯は、令和元年12月2日現在において本町の住民基本台帳に登録され、平成31年度分の町民税が非課税の世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、社会福祉施設（ケアホーム、グループホーム等を含む。）入所（居）者及び長期入院患者等基準日から引き続き2月以上不在の世帯並びに生活保護世帯は除くものとする。

- (1) 令和2年3月31日までに満65歳以上となる者の独居世帯又は満65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は自立支援医療（精神通院）受給者証を所持する者が構成員にいる世帯
- (3) 令和2年3月31日現在において満18歳以下の児童を扶養しているひとり親（母子・父子）世帯

### （助成金額等及び助成方法）

第4条 助成金額等及び助成方法は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 灯油使用世帯 1世帯につき灯油100リットルとし、令和元年度清水町福祉灯油購入費助成券（別記様式第1号。以下「助成券」という。）を交付する。
- (2) 灯油以外を使用する世帯 ハーモニーギフトガード（清水町ハーモニーカード商工会発行。以下「商品券」という。）10,000円分を交付する。

2 商品券の交付は、灯油以外の採暖燃料により暖房を確保している旨の申告をした場合に限る。

### （助成券等の種類及び有効期限）

第5条 助成券等の種類及び有効期限は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成券の種類は、100リットル券及び10リットル券とし、有効期限は、令和2年3月15日までとする
- (2) 商品券の種類は500円券とし、有効期限は令和2年3月31日とする。

### （助成の申請及び決定）

第6条 助成対象世帯の世帯主（以下「対象者」という。）は、令和元年度清水町福祉灯油購入費等助成申請書（別記様式第2号）を令和2年2月28日までに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは審査を行い、助成を決定したときは令和元年度清水町福祉灯油購入費等助成決定通知書（別記様式第3号）に助成券又は商品券を添えて通知し、却下したときは令和元年度清水町福祉灯油購入費等助成却下通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。